資料 4-4

全国障害者スポーツ大会
競技規則・解説　各競技正誤表

公益財団法人日本パラスポーツ協会

令和５年度　全国障害者スポーツ大会
競技規則・解説　改正

【 改正あり 】

- ■　総　則
- ■　水　泳
- ■　ボッチャ
- ■　グランドソフトボール
- ■　フットソフトボール
- ■　開催基準要綱細則
- ■　陸上競技
- ■　アーチェリー
- ■　ソフトボール
- ■　バレーボール（身体）
- ■　開催基準要綱
- ■　障害区分表（陸上競技、ボッチャ）
- ■　解　説（総論、障害区分、陸上競技、水泳、フライングディスク、ボッチャ、バレーボール（身体））

【 改正なし 】

- ■　卓　球
- ■　ボウリング
- ■　車いすバスケットボール
- ■　サッカー
- ■　フライングディスク
- ■　バスケットボール
- ■　バレーボール（知的、精神）

≪※記載の頁は、令和４年度版規則集での掲載頁となります≫

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■総則

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	9	総則 第3条 10(1)	削除	･･･車いすまたは椅子は･･･	･･･車いすは･･･	記載ミス
2	9	総則 第3条 10(3)	訂正	･･･脇から11cm以下に･･･	･･･腋から110mm以下に･･･	(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため
3	9	総則 第3条 10(4)	訂正	･･･脇から11cm以下に･･･	･･･腋から110mm以下に･･･	(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため
4	9	総則 第3条 10(5)	削除 訂正	また、支持物のによるボディーサポートやベルトは使用できない。ただし･･･1個のチェストストラップを腋から11cm以下での部分で使用できる。	障害区分2の競技者は、脇から110mm以下に車いすの背もたれの支柱が位置していなくてはならない。ただし、座位バランスがない競技者の場合は、どの部分も50mmを超えない幅で、脇から110mm以下の胴体部分を水平に1周する1本のチェストストラップを使用できる。また安全上の理由であれば幅50mm以内のストラップを足首、両膝および/または腿の中央に巻くことが認められる。	(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：陸上競技

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	11	第2条7. (3)	訂正	音源誘導者がフィニッシュライン後方から鳴らす音源によって競技者を誘導するものとし、その音源はハンドマイクに収納した音源とする。	音源誘導者が…音源とする。（以下、加筆部分）なお、視覚と聴覚の障害が重複している競技者は音源を使わずに伴走者との競技を認める。伴走者については、視覚部門の競走競技における伴走者に準ずる。	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため
2	11	第2条8. (2)	訂正	いかなる場合も、伴走者は競技者を引っ張ったり、押して前進させるといった推進を助けるようなことはしてはならない。	伴走者は競技者を引っ張ったり（中略）助けるようなことはしてはならない。（以下、加筆部分）ただし、視覚と聴覚の障害が重複している競技者の伴走者は、スタートのピストル音を競技者に伝えるため、ピストル音の直後のみ競技者を引っ張ったり、押したりする行為は認められる。なお、この行為は助力とはみなさないが、スタートのピストル音を競技者に伝えた後に競技者を引っ張るなどの推進を助ける行為をした場合は助力となる。	視覚と聴覚の重複障害競技者の場合は、スタートのピストル音を伝えるため、一時的に伴走者が競技者を引っ張る場面が出る可能性があるため。
3	12	第2条8.（3）	変更	(3)競技者と伴走者は非伸縮性の50cm以内の紐などを持ち(競技者と伴走者の間の距離は50cm以内となる)、スタートからゴールまで離してはならない。ただし、転倒などにより一時的に離す事態が生じた場合は除く。	競技者と伴走者は非伸縮性の紐などを使ったガイド用のロープ(以下、ガイドロープ)を持ち競技する。ガイドロープは以下の図のいずれかに該当する形状のもので、最も伸ばした状態におけるガイドロープ両端の最大長は50cm以下とする。競技者と伴走者はスタートからゴールまでガイドロープを離してはならない。ただし、転倒などにより一時的にガイドロープを離す事態が生じた場合は除く。	「紐」ではなく「ガイドロープ」という言葉を使用する。競技中の競技者と伴走者の距離が規定どおりになるようガイドロープの形状を規定する。
4	12	第2条8.（3）	追加	（図なし）	（新たな図を挿入） 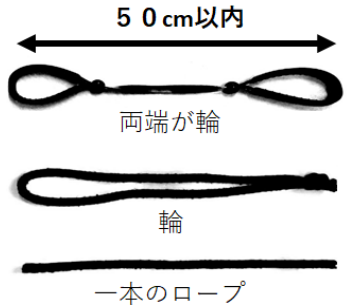 ＊50cm以上のガイドロープの両端を手に巻き付けるような方法は不可 ＊持ちやすいようにロープの両端に結び目を作るなどは、結び目を含ん	
5	12	第2条8. (4)	追記		伴走者は口頭または選手に触れるなどの方法により、競技者に必要な情報（タイム、周回数、ペースなど）を伝えることができる。なお、その際にガイドロープ以外の道具を用いてはならない。	伴走者が競技者に伝える内容と方法の記載がないため。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：陸上競技

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
6	12	第2条9.	追記		視覚と聴覚の障害が重複し、クラウチングスタートの「Set:セット」の合図が聴こえない競技者が視覚部門に出場する場合は、スタート時に競技者と伴走者が静止する必要があるため、伴走者とは別に介助者がクラウチングスタートの「Set:セット」のタイミングを競技者に伝えなければならない。介助者が競技者へ伝える方法は、介助者が競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみなさない。なお、スタンディングスタートの場合は伴走者が「Set:セット」のタイミングを伝えるものとする。	視覚と聴覚の重複障害競技者がクラウチングスタートを行う場合、セットのタイミングを伴走者が競技者に伝えることは難しく、介助者が実施した方がスムーズにスタート行為が実施できるため。
7	12	第2条9.～16	訂正	9.～16.	10.～17.	新設の項目ができたため、番号が1ずつ繰り下がる。
8	14	第4条9.	追記		視覚と聴覚の障害が重複している競技者が視覚部門に出場する場合、試技に入る前に限り、介助者または通訳者（以下、介助者など）は審判員の競技開始などの旗の合図を競技者に伝えることができる。介助者などが競技者へ伝える方法は、介助者などが競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみなさない。なお、介助者などは競技者に審判員の旗の合図を伝えた後は、速やかに競技エリア外に移動しなければならない。	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため。
9	14	第4条9.～10.	訂正	9.～10.	10.～11.	新設の項目ができたため、番号が1ずつ繰り下がる。
10	16	第5条12.	追記	視覚部門の投てき競技では、投てき方向を知らせるために試技に入る前に限り声や音源による援助は認められる。	視覚部門の投てき競技…（中略）声や音源（以下、加筆部分）、競技者の身体に触れることによる援助は認められる。	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため。
11	16	第5条13.	追記		視覚と聴覚の障害が重複している競技者が視覚部門に出場する場合、試技に入る前に限り、介助者または通訳者（以下、介助者など）は審判員の競技開始などの旗の合図を競技者に伝えることができる。介助者などが競技者へ伝える方法は、介助者などが競技者に触れるなどの方法を用いるが、これは助力とはみなさない。なお、介助者などは競技者に審判員の旗の合図を伝えた後は、速やかに競技エリア外に移動しなければならない。	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため。
12	16	第5条13.	訂正	13	14	新設の項目ができたため、番号が1つ繰り下がる。
13	16	第6条（1）	追記	介助者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた競技者は失格とする。	介助者（以下、加筆）及び通訳者による競技中の助力行為は…（後略）	解説に通訳の項目を加筆するため。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：水泳

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	17	第2条1	訂正	１．自由形、平泳ぎ、バタフライ、･･･（中略）･･･台の横からの飛び込み･･･（以下省略）	１．自由形、平泳ぎ、バタフライ、･･･（中略）･･･台の横から立位または座位によるスタート、･･･（以下省略）	スタートの方法を丁寧に記載
2	17	第2条3	追記	３．背泳ぎ、メドレーリレー･･･（中略）･･･また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。	３．背泳ぎ、メドレーリレー･･･（中略）･･･また、審判長の判断により口に加えるロープなど安全な用具の使用も認められる。	具体例を記載
3	17	第２条５	訂正	次の障害区分の競技者は･･･（以下省略）	台上または台の横からのスタートの際、･･･（以下省略）	全選手飛び込みスタートを選択できるようになったことによりスタート台に上がるための安全確保としての補助が必要な選手が多くの区分に存在するため
4	17～１８	第２条５	削除	（１）～（４）	全文削除	
5	18	第2条6	追記	６.聴覚障害者のスタートでは、･･･（中略）･･･位置で言葉とジェスチャーを併用して合図する。	６.聴覚障害者のスタートでは、･･･（中略）･･･位置で光刺激スタート合図システムまたは、言葉とジェスチャーを併用して合図する。	光刺激スタート合図システムが設置されている場合、言葉とジェスチャーが必ずしも必要ではないため
6	18	第2条7	追記		視覚と聴覚の障害が重複している競技者が出場する場合は、審判長の長いホイッスル、出発合図員の号令、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助者が競技者の身体に触れることが認められる。ただし、スタートの合図を競技者に伝える際に、介助者は競技者に勢いを与えてはならず、その場合はフォルススタートとなる。	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため。
7	18	第4条	削除	１．スタート及び折り返しの１５ｍ･･･（中略）･･･水面上に出なければならない。 ２．身体障害によりやむを得ないと認められた場合には、各泳法の規則を緩和することができる	1.全文削除	スタート及び折り返しに関する配慮事項は解説内各泳法に記載してあるため。
8	18	第4条	追記		第4条　自由形・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ 身体障害によりやむを得ないと認められた場合には、各泳法の規則を緩和することができる。	内容を加味し、第4条と第5条を統合した。
9	18	第5条	削除	第5条　平泳ぎ・バタフライ 身体障害によりやむを得ないと認められた場合には、各泳法の規則を緩和することができる。	全文削除	第4条と統合されたため。
10	18	第6条	訂正	第6条　フリーリレー・メドレーリレー 4×50mフリーリレー及び4×50mメドレーリレーに出場するリレーメンバーについては、男女混合となるように編成されなければならない。	第5条　フリーリレー・メドレーリレー 4×50mフリーリレー及び4×50mメドレーリレーに出場するリレーメンバーについては、男女混合となるように編成されなければならない。	条が減ったため、番号が1ずつ繰り上がる。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：アーチェリー

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	21	第3条 4(4)	削除 訂正	椅子使用の競技者は･･･ならない。また、椅子は･･･	椅子使用の競技者は背もたれや肘掛けなどを含め、座面より上に体を支える構造があってはならない。	(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため
2	21	第3条 4(4)	削除		写真を削除する	(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため
3	21	第3条 4(8)	追記		弓の押し手に障害があり、弓のハンドルをしっかりと握れない選手は、ハンドルと手をバンデージで固定することが認められる。	(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため
4	21	第3条 4(9)	追記		前腕切断などで弓を持つことができない選手は、人工補助用具や義肢を使って弓を持つことが認められる。これら補助具は、矢を放つときに弓の動きを妨げず、完全に固定されていない、または着脱可能である限り、弓に装着することができる	(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため
5	21	第3条 4(10)	追記		押し手に障害があり、肘が伸ばせない選手は肘の装具を使用することができる。	(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため
6	21	第3条 4(11)	追記		引き手に障害のある選手は、リストガードの使用、またはリストガードとリリースエイドの併用が認められる。	(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため
7	21	第3条 4(12)	追加		下肢長差があり、足または足の一部を持ち上げる装置を使用する選手は、靴に装着する･しないを問わず使用が認められる。ただし、シューティングラインにいる他の選手の妨げにならないこと、地面に接地していること、靴の底面からはみ出す部分が2cmを越えないことが条件となる。	(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：ボッチャ

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	41	第２条 競技場 2-２(4)	訂正	競技では使用するスローイングボックスは3番、4番のみとする。	競技では使用するスローイングボックスは2番、3番、4番、5番とする。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
2	42	第2条 用具 3−2(4)	訂正	投球補助具(ランプ) ランプは、競技アシスタントを要して投球する区分の選手が使用する用具であり、投球する際にはボールに触れたり、押したりして自分自身でモーションを起こさなければならない。そのために投球に機械的な補助を設ける機器(スイッチで自動投球する機器、ジョイスティックでランプの方向を決める機器等)をつけてはならない。	投球補助具(ランプ) ランプは、ランプオペレーターを要して投球する区分の選手が使用する用具であり、投球する際にはボールに触れたり、押したりして自分自身でモーションを起こさなければならない。そのために投球に機械的な補助を設ける機器(スイッチで自動投球する機器、ジョイスティックでランプの方向を決める機器等)をつけてはならない。	ランプを使用する選手の介助者がランプオペレーターに名称が変更となったため。
3	43	第４条 チーム 4-1	訂正	第４条　チーム 4-1チーム編成	第４条　チーム 4-1ペア編成	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
4	43	第４条 チーム 4-1(3)	訂正	チームの構成は、「立位」と「座位」の選手とする。	ペアの構成は、「立位」と「座位」の選手とする。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
5	43	第４条 チーム 4-1(4)	訂正	(4)障がいの程度の重い選手に競技アシスタントをつけることができる。	(4)障害の程度に応じて競技アシスタント、またはランプオペレーターをつけることができる。	ランプを使用する選手の介助者がランプオペレーターに名称が変更となったため。
6	43	第４条 チーム 4-1※	訂正	※選手1名が棄権した場合、参加可能な選手1名が２エンドともオープン扱いで競技することができる。なお、オープン扱いとなったチームの得点は0とし、相手チームには2-0以上あるいはそのプールにおいて最大得点差（最高得点・最低得点）に対応した点数を持ってその試合を勝利する。	※選手1名が棄権した場合、参加可能な選手1名が２エンドともオープン扱いで競技することができる。 なお、オープン扱いとなった試合、リーグ戦の成績には反映されない。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
7	43	第５条 競技方法 5-1試合形式	訂正	(1)試合は1対１の個人戦を２エンド行う。	(1)試合は2対2のペア戦を２エンド行う。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
8	43	第５条 競技方法 5-1試合形式	削除	(2)試合はリレー方式とし、エンドごとに選手が交代する。立位選手と座位選手の順番は問わない。		個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
9		第５条 競技方法 5-2 各チームの持ち時間	訂正	(1)ジャックボールを含めた各チームの投球時間の合計は、１エンドあたりそれぞれ6分とする。	(1)ジャックボールを含めた各チームの投球時間の合計は、１エンドあたりそれぞれ5分とする。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：ソフトボール

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	53	第5条試合	追加		１．すべての試合は５回までとする。同点の場合は、タイブレークを行う。	解釈の相違を防ぐため、本大会でのイニング数、延長戦について、大前提を最初に表記した。
2	53	第5条試合	訂正	１．決勝以外の試合は５回までとし、試合開始後１時間を経過した後は、新しいイニングに入らない。同点の場合は、タイブレークを行う。	２．１回戦および準決勝は、試合開始後６０分を経過した後は、新しいイニングに入らない。	１回戦、準決勝の試合形式を確認するため、表記した。
3	53	第5条試合	削除	２．決勝戦は５回とし、同点の場合は勝敗が決するまで行う。		改正第５条試合１に試合形式の大前提を表記したため、同項目を削除した。
4	53	第5条試合	訂正	３．試合は３回終了後、１０点以上の差がある時はコールドゲームとする（決勝戦を含む）。	３．試合は３回終了後、１０点以上の差がある時はコールドゲームとする（決勝戦、３位決定戦を含む）。	３位決定戦も決勝戦と同一の規則で実施するため、表記を加筆した。
5	54	第10条中断	追記		選手の応急手当が必要な場合や強雨・雷雨時、及び選手の健康状態を維持するために、給水タイムを実施した場合の時間計測は行わない。	本大会（とちぎ大会）でそのような事案があったため。また、安全配慮義務の観点からも、競技規則集に掲載する必要性があるため。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：グランドソフトボール

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	62	1-2・3（5）	訂正	プレイヤーズベンチは、グランド境界線の外側の場所で、競技場の左右に設け、その区域を明確に	プレイヤーズベンチは、グラウンド境界線の外側の場所で、競技場の左右に設け、その区域を明確にする。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
2	64	2-9・4（1）	訂正	全盲プレイヤーは、ユニフォーム袖口の色と区別のつきやすい幅８㎝以上の単色（黄色以外）の標示物を両袖に付ける。同一チームの標示物の色は同色でなければならない。	全盲プレイヤーは、幅８㎝ 以上のユニフォーム袖口の色と区別のつきやすい単色（黄色以外）の標示物を両袖に付ける。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
3	66	3-4・1（1）	訂正	コーチャーの位置する範囲は、身体の一部をコーチャーボックスに置かなければならない。 ＜ペナルティ＞ ①ボールデットで打者アウト。走者は進塁できない。	コーチャーの位置する範囲は、身体の一部をコーチャーズボックスに置かなければならない。 ＜ペナルティ＞ ① ボールデッドで打者アウト。 ② 走者は進塁できない。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
4	67	3-4・2	訂正	（１）全盲走者・全盲打者走者に対するコーチャーの誘導は、連続した手ばたきとする。 （２）身体の一部をコーチャーズボックス内に置いていれば、全盲走者・全盲打者走者の身体に触れて誘導してもよい。 （３）弱視走者・弱視打者走者に対する手ばたきによる誘導は認めない。 （４）コーチャーは走者が安全に走塁するために、助言や指示を与えることができるが、大きな声や連呼、必要以上の手ばたき等で全盲野手の打球処理を妨害してはならない。 （５）器具等を用いて誘導してはならない。 ＜ペナルティ（１）～（５）＞ ① ボールデッド ② 当該打者走者または走者アウト。 ③ 他の走者は進塁できない。	（１）コーチャーは走者が安全に走塁するために、助言や指示を与えることができるが、全盲野手に打球処理の機会があるときは、大きな声や連呼、必要以上の手ばたき等の行動で、妨害してはならない。 （２）全盲打者走者・全盲走者に対するコーチャーの誘導は、連続した手ばたきとする。 （３）身体の一部をコーチャーズボックス内に置いていれば、全盲打者走者・全盲走者の身体に触れて誘導してもよい。 （４）弱視打者走者・弱視走者に対する手ばたきによる誘導は認めない。 （５）器具等を用いて誘導してはならない。 ＜ペナルティ（１）～（５）＞ ① ボールデッド ② 当該打者走者またはは走者アウト。 ③ 他の走者は進塁できない。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
5	67	ルール３ 3-5・2 3-5・3	訂正	（1）投球時に投手は、正しい位置に着き、また、捕手は捕手席にいなければならない。 （2）野手（投手を除く）は打者の打撃行為が完了した後でなければ、投手板より前に出て守備してはならない。	3-5・２　野手（投手を除く）は打者の打撃行為が完了した後でなければ、投手板より前に出て守備してはならない。 ＜ペナルティ＞ 不正投球であり、攻撃側の監督に選択権が与えられる。 3-5・３ 投球時に投手は、正しい位置に着き、また、捕手は捕手席にいなければならない。 ＜ペナルティ＞ 不正投球であり、攻撃側の監督に選択権が与えられる。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
6	70	5-2・2（4）	訂正	① 試合終了時に出場していた両チームのメンバーが抽選をする。	① 試合終了時に出場していた両チームのプレイヤーが最終回の守備位置順に抽選をする。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
7	70	5-2・2（5）	訂正	② ７回終了時、同点の場合は８回からタイブレークにより試合を継続する。	② ７回終了時、同点の場合は８回からタイブレークにより試合を継続する。 ８回の表から無死・走者二塁を設定して攻撃を継続する。二塁走者は前の回の最後に打撃を完了したものとし、打者は前回から引き継ぐ正位打者(正しい打順の打者)とする。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
8	71	5-2・2（7）	訂正	③ チームの選手、関係者により、審判員が暴行や暴言を受けたとき。 ⑥ プレーヤーが退場を命ぜられた後、１分以内にこれに従わなかったとき。	③ チームのプレイヤー、関係者により、審判員が暴行や暴言を受けたとき。 ⑥ メンバーが退場を命ぜられた後、１分以内にこれに従わなかったとき。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：グランドソフトボール

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
9	72	7-1	訂正	守備側の打ち合せ 守備側の打ち合せは、監督（監督がいないときは主将）がタイムを要求して投手と打ち合せをすることをいう。 打ち合せが内野内で行われたとき打ち合せが終了したとみなされるのは、監督がベンチに戻る際にファウルラインを超えたときである。 （１）投手の打ち合せは、１イニング中１人の投手に対し１回限りである。 （２）攻撃側チームの打ち合せ中、守備側チームが打ち合せをしたとしても、それは打ち合せをしたとはみなさない。	守備側の打ち合せ 守備側の打ち合せは、監督がタイムを要求して投手と打ち合せをすることをいう。 打ち合せが内野地域内で行われたとき打ち合せが終了したとみなされるのは、監督がベンチに戻る際にファウルラインを越えたときである。 （１）投手の打ち合せは、１イニング中１人の投手に対し１回限りである。 （２）攻撃側の打ち合せ中、守備側が打ち合せをしたとしても、それは打ち合せをしたとはみなさない。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
10	72	7-2	訂正	攻撃側の打ち合せ 攻撃側の打ち合せは、監督（監督がいないときは主将）がタイムを要求して、攻撃側のメンバー（打者・走者・次打者・コーチャー）と打ち合せをすることをいう。 （１）打者または走者との打ち合せは、１イニング中に１回限りである。 （２）守備側チームの打ち合せ中、攻撃側チームが打ち合せをしたとしても、それは打ち合せをしたとはみなさない。	攻撃側の打ち合せ 攻撃側の打ち合せは、監督がタイムを要求して、攻撃側のメンバー（打者・走者・次打者・コーチャー）と打ち合せをすることをいう。 （１）打ち合せは、１イニング中に１回限りである。 （２）守備側の打ち合せ中、攻撃側が打ち合せをしたとしても、それは打ち合せをしたとはみなさない。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
11	75	8-4・1（4）	訂正	② 捕手の合図（手ばたき）終了から５秒以内に投球動作に入る。ただし、合図（手ばたき）中は、投球動作を起こしてはならない。	② 捕手の合図（手ばたき）終了から５秒以内に投球動作に入る。ただし、捕手の合図（手ばたき）中は、投球動作を起こしてはならない。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
12	77	8-8	訂正	守備側チームが、投球せずに故意に打者を一塁に歩かせるため、投手が球審にその旨を通告することをいう。 （１）通告は打席の初めでも、いかなるボールカウントの時でも行うことができる。	守備側が、投球せずに故意に打者を一塁に歩かせるため、投手が球審にその旨を通告することをいう。 （１）通告は打席の初めでも、いかなるボールカウントのときでも行うことができる。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
13	90	10-6	訂正	走塁ベースを空過した走者が、その空過した塁に戻れないとき	走塁ベースを空過した走者が、その空過した塁に戻れない場合	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
14	90	10-7	訂正	タッチアップの早過ぎた走者が、その早過ぎた走塁ベースに戻れないとき	タッチアップの早過ぎた走者が、その早過ぎた走塁ベースに戻れない場合	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
15	91	10-8・1（4）	訂正	ファウルボールに対して、守備側が打球の方向指示違反を犯したとき。（打者走者のみに適用する） ただし、打球の放たれた瞬間に各野手がポジショ	ファウルボールに対して、守備側が打球の方向指示違反を犯したとき。（打者走者のみに適用する）	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：グランドソフトボール

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
16	97	10-10・2	訂正	（５）野手が球を持って走者をアウトにするために待ち受けているとき、走者が落球を狙ってその野手に故意に衝突したとき。 ＜ペナルティ（３）～（５）＞ ① ボールデッド ② 走者アウト ③ 他の走者は違反行為発生時に占めていた塁に戻す。 （６）全盲走者が走路上をはずれて守備している野手に接触したとき。 ＜ペナルティ（１）～（６）＞ ① ボールデッド ② 走者アウト ③ 他の走者は違反行為発生時に占めていた塁に戻す。	（５）野手が球を持って走者をアウトにするために待ち受けているとき、走者が落球を狙ってその野手に故意に衝突したとき。 （６）全盲走者が走路上をはずれて守備している野手に接触したとき。 ＜ペナルティ（３）～（６）＞ ① ボールデッド ② 走者アウト ③ 他の走者は違反行為発生時に占めていた塁に戻す。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
17	100	11-2・2（2）	訂正	塁の空過、タッチアップの早すぎ 該当の守備塁に触球するか、またはその走塁ベースを離れている走者に触球する。	塁の空過、タッチアップの早すぎ 該当の守備塁に触塁・触球するか、またはその走塁ベースを離れている走者に触球する。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
18	102	11-4（4）	訂正	【全盲野手の場合】 ① 全盲野手が弱視野手に触れない打球を捕球し地面から持ち上げることをいう。 ② 全盲野手なら誰でも何回触れても、動いている球を確捕すれば正しい捕球とする。	【全盲野手の場合】 （５）全盲野手の体内捕球 ① 体内捕球とは、全盲野手が弱視野手に触れない打球を捕球し地面から持ち上げることをいう。 ② 全盲野手なら誰でも何回触れても、動いている球を確捕すれば正しい捕球とする。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
19	102	11-7	追記	弱視野手は左遊撃手を除き全盲打者に対し、投球時に内野地域へ入ってはならない。 全盲打者の内野地域への打球処理が出来る弱視野手は、捕手と左遊撃手のみである。	（１）弱視野手は左遊撃手を除き全盲打者に対し、投球時に内野地域へ入ってはならない。全盲打者の内野地域への打球処理が出来る弱視野手は、捕手と左遊撃手のみである。ただし、触塁している場合は、内野地域へ入っているとはみなさない。 （２）守備側は全盲野手に対する打球の方向指示をしてはならない。ただし、打球の放たれた瞬間に各野手がポジション名や選手名をいうことを認めるが連呼をしてはならない。（守備についている全盲野手を除く。）	記載漏れ

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：グランドソフトボール

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
20	103	11-8	訂正	（３）打者の至近距離に位置したり、投球時に守備位置を変えたりして、打者を惑わしたりすること。 <ペナルティ（１）～（３）> 不正投球となる。 ① ボールデッド ② 打者にワンボールを与える。 ③ 走者に １ 個の安全進塁権を与える。 ただし、投手が投球し、プレイが続けられた場合は、 １）ディレードデッドボール ２）攻撃側の監督に a）プレイの結果を生かすか b）不正投球のペナルティをとるかの選択権が与えられる。 （４）左遊撃手以外の弱視野手が全盲打者に対し、投球時に内野地域へ入っていたとき。	（３）打者の至近距離に位置したり、投球時に守備位置を変えたりして、打者を惑わし打撃を妨害すること。 **（４）左遊撃手以外の弱視野手が全盲打者に対し、投球時に内野地域へ入っていたとき。** <ペナルティ（１）～**（４）**> 不正投球となる。 ① ボールデッド ② 打者にワンボールを与える。 ③ 走者に １ 個の安全進塁権を与える。 ただし、投手が投球し、プレイが続けられた場合は、 １）ディレードデッドボール ２）攻撃側の監督に a）プレイの結果を生かすか b）不正投球のペナルティをとるかの選択権が与えられる。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
21	104	12-1（2）	訂正	停止圏で球を保持したとき。ただし、次の場合は試合停止球とならない。 ① 停止圏内で打球を保持したとき。	停止圏で球を保持したとき。ただし、次の場合は試合停止球とならない。 ① 停止圏内で打球を**捕球**したとき。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
22	106	14-1（5）	訂正	球審は、本ルールで特に規定されていないような状況が起こった場合、これらに関して裁定を下す権限を持っている。 ①本ルールに規定されていない状況に対し、球審が裁定を行う場合には、大会競技委員長・審判長の意見を考慮することが望ましい。	球審は、本ルールで特に規定されていないような状況が起こった場合、これらに関して裁定を下す権限を持っている。**その際は、大会競技委員長・審判長の意見を考慮することが望ましい。**	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
23	108	14-4（3）	訂正	審判員は、プレイの進行中は「タイム」を宣告してはならない。 ①突発的な事情が生じたときは、審判員の判断で「タイム」を宣告することができる。	審判員は、プレイの進行中は「タイム」を宣告してはならない。**ただし、**突発的な事情が生じたときは、審判員の判断で「タイム」を宣告することができる。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
24	108	16	訂正	悪送球 野手から野手に投げれらた球がノープレイラインを超えて外に出たことをいう。	悪送球 野手から野手に投げれらた球がノープレイラインを**越**えて外に出たことをいう。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
25	109	16	追記		**外野** **内野手の通常の守備位置を除く、一塁および三塁方向のファウルラインと外野のノープレイラインの内側の部分及びその上方空間をいう。**	〔イニング〕と〔確捕〕の間に挿入
26	110	16	訂正	触球 走者・打者走者が塁に触れていないとき、または占有権のない塁に触れているとき、野手によって触球されることをいう。打者走者および走者への触球は、野手が確捕した球で走者に触れればよい。弱視野手が全盲走者・全盲打者走者に触球するときは、軸足を固定しなければならない。正しい触球とは、野手がて（抱きかかえ）で球を確捕し、塁にタッチするか、身体の一部が塁に触れれ	触球 **打者走者・走者**が塁に触れていないとき、または占有権のない塁に触れているとき、野手によって触球されることをいう。打者走者および走者への触球は、野手が確捕した球で走者に触れればよい。弱視野手が**全盲打者走者・全盲走者**に触球するときは、軸足を固定しなければならない。正しい触球とは、野手がて（抱きかかえ）で球を確捕し、塁にタッチするか、身体の一部が塁に触れればよい。	全日本グランドソフトボール連盟のルールブックの記載内容に統一
27	110	16	追記		**ストライクゾーン** **打者が打撃をしようとするとき、弱視打者は、脇の下までの本塁の上方空間をいい、全盲打者は、ボール半径までのホームベース上の上方空間をいう。**	〔ストップボール〕と〔選択権〕の間に挿入

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：グランドソフトボール

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
28	112	16	追記		内野 内野手が通常の守備をする　１８　m四方のフェア地域のフィールドの部分をいう。	〔投手板〕と〔ノープレイ〕の間に挿入
29	113	16	追記		フェア 弱視野手が打球に触れた際に審判員が告げるコールのことをいう。	〔ファウルチップ〕と〔フェア地域〕の間に挿入
30	114	16	追記		ラインアウト 野手が触球しようとするときに、弱視走者が走路から内外へ　０．９１　m以上離れて逃げれば、直接タッチしなくてもアウトになることをいう。	〔ライナー〕と〔塁〕の間に挿入

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：バレーボール（身体）

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	115	第4条（2）	追記	（２）プレー中のボールデッド・反則等にかかわるアクション 主審、副審は、判定の吹笛（ハンドシグナル）に選手が気づかないときは、プレーを中断するため即時にネットを揺らし、選手へ合図を行う。	（２）プレー中のボールデッド・反則等にかかわるアクション 主審、副審は、判定の吹笛（ハンドシグナル）に選手が気づかないときは、プレーを中断するため即時にネットを揺らし、選手へ合図を行う。 また、選手が主審、副審の合図に気づかず、プレーが中断しなかった場合は、線審(ラインジャッジ)においても、速やかにフラッグシグナル（頭の上で旗を左右に振る）を示し、選手へ合図を行う。	線審（ラインズマン）のフラッグシグナルの実施が会場の審判会議での申し送り事項のみとなっており、本来は競技規則に掲載することが適切なため

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■競技名：フットソフトボール

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	122	5条　試合 5-4(1)	訂正	(1) 同点の場合は、タイブレークにより試合を延長しておこなう。ただし、延長は２回を限度とし、それでも同点の場合は、最終メンバー全員の抽選によって勝敗を決める。	(1) 同点の場合は、タイブレークにより試合を延長しておこなう。ただし、延長は２回を限度とし、それでも同点の場合は、最終回に出場していたプレイヤーによる抽選によって勝敗を決める。	抽選を行うプレイヤーを明確にするための表記の変更
2	122	5条　試合 5-4(3)	削除	① 最終メンバーとは、最終回に出場していた選手９名（DP を採用した場合はFP 選手を除く）をいう。		次項で「抽選方法は、主管競技団体が行う方法に添う」としているにもかかわらず、打者９名と制限していることになり、整合性を欠くため
3	122	5条　試合 5-4(3)	訂正	② 抽選方法は、主管競技団体が行う方法に添うこととし、全国障害者スポーツ大会競技実施要領に記載し、大会の監督会議において実施方法を確認する。	抽選方法は、主管競技団体が定めた方法に添うこととし、全国障害者スポーツ大会競技実施要領に記載し、大会の監督会議において実施方法を確認する。	①項の削除により、項目数字が無くなる。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■開催基準要綱

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	142		追記		３．名称 （１）大会の正式名称は、次のとおりとする。 全国障害者スポーツ大会 （２）「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。 第〇〇回全国障害者スポーツ大会　〇〇競技 （３）大会の英語表記は、第23回大会以降、 「National Sports Festival for People with a Disability」とする。 （４）大会の略称は、第28回大会以降、「全スポ」とする。 （５）制作物への表記 大会に関する制作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。	「名称」を新たに追記
2	146	14. 表彰 （１）	追記	（１）個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に１位から３位までの選手にメダル を授与する。	（１）個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に１位から３位までの選手にメダルを授与する。 なお、第23回大会以降、陸上競技における視覚障害選手の伴走者およびボッチャにおけるランプオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。	23回大会（2024年佐賀大会）より競技支援者へのメダル授与を行うため、事前に表記をする
3	148	18. 大会役員 ⑦	削除	日本知的障がい者陸上競技連盟会長	~~日本知的障がい者陸上競技連盟会長~~	日本パラ陸上競技連盟に団体統合するため削除

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■開催基準要綱細則

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	152		追記	1　全国障害者スポーツ大会開催基準要綱（以下「本則」という。）	全国障害者スポーツ大会開催基準要綱（以下「本則」という。）**に基づき、以下に細則を定める。**	全文を表記
2	152	1	訂正	6.実施競技における競技運営について	**1 本則「7.実施競技」**における競技運営について	基準要綱に合わせた表記とした
3	152	2	訂正	本則7.参加資格（２）②における～	2 本則**「8.参加資格」**（２）②における～	基準要綱に合わせた表記とした
4	153	3	訂正	本則10.（５）参加申込における～	3 本則**「11.参加申込」（５）**における～	基準要綱に合わせた表記とした
5	153	3	訂正	①ブロック予選会は～日本視覚障害者団体連合スポーツ協議会、～と協議の上実施する。	①ブロック予選会は～日本視覚障害者団体連合**全日本グラウンドソフトボール連盟**、～と協議の上実施する。	現状の予選会運営体制を踏まえ、日本視覚障害者団体連合スポーツ協議会より変更依頼があったため
6	154	4	訂正	本則10.参加申込における手続きについて	4 本則**「11.参加申込」**における手続きについて	基準要綱に合わせた表記とした
7	155	6	追記	競技運営関係者以外は競技場内に入場することは許されない。ただし、介助が必要である等で申込時に申請し主催者の許可を受けた者、または主催者が用意する入場を許可する腕章等を着用した者はこの限りではない。	競技運営関係者以外は競技場内に入場することは許されない。ただし、介助**や通訳（視覚と聴覚の障害が重複している競技者のための通訳）**が必要である等で申込時に申請し主催者の許可を受けた者、または主催者が用意する入場を許可する**ビブス**等を着用した者はこの限りではない。	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

1.　陸上競技

◎男女別・年齢区分別　　△男女混合・年齢区分なし　　▲男女別・年齢区分なし

			区分番号	障害区分	競走								跳躍			投てき			
					※2 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	※1 4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバック投
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎				※4				◎	◎	◎	◎	◎	
			2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎				◎			▲	◎	◎				
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎							▲	◎	◎				
		上肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
			6	両下腿切断	◎	◎								◎		◎	◎	◎	
			7	片下腿および片大腿切断　両下肢不完全	◎									◎		◎	◎	◎	
			8	両大腿切断または、両下肢完全												◎	◎	◎	
		体幹	9	体幹 ※3	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	10	第6頸髄まで残存	◎	◎					◎								◎
			11	第7頸髄まで残存		※4	※4		※4	※4	◎								◎
			12	第8頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎	
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎	※4						◎	◎	◎	
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		※4	※4		※4							◎	◎	◎	
			15	その他の車いす		◎	◎		◎	◎						◎	◎	◎	
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎								◎
			17	けって移動	◎						◎								◎
			18	片上下肢または片上肢で車いす使用	◎						◎						◎	◎	
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎	
			20	その他走不能												◎	◎	◎	
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	
			22	その他走可能	◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	
	4		23	電動車いす常用							◎								◎
視覚障害 ※5			24	視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	
			25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害			26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎	
知的障害			27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎	
内部障害			28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎				◎	◎		◎	◎	

※1　4×100mリレーは男女混合とする。
※2　50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
※3　体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊柱カリエス等による体幹の障害が該当する）。
　　ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害であってもこの区分には該当しない。
※4　複数の障害区分にわたり1つの◎がついてる場合は、1つの区分として競技をおこない、順位を決定する。
※5　視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。
※6　障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。
【注】　競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障害区分8を除き、
　　ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

６．ボッチャ

△男女混合・年齢区分なし

			区分番号	障害区分・解説	競技ｽﾀｲﾙ	
					立位	座位
肢体不自由	1	切断・機能障害	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	△	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第６頸髄まで残存		△
			3	第７頸髄まで残存		△
			4	第８頸髄まで残存		△
			5	多肢切断		△
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用		△
			7	けって移動		△
			8	片上下肢で車いす常用または、使用		△
			9	その他走不能	△	
	4		10	電動車いす常用		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分２～８および10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者に競技アシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　総論

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	5	第1部 第2章1	訂正	バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー、フットベースボールの団体競技	バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー、フットソフトボールの団体競技	競技名の変更
2	11	第1部 第4章8（3） ①	訂正	①車いすの・・・ならない。	①･･･背もたれや支柱、支持物（サイドサポート）は体幹（肩甲骨の一番下の位置を横から見て）の半分より前方に出る形状であってはならない。	（公社）全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため
4	12	第1部 第4章8（3）	削除 追記	②障害区分の・・・	②車いすの背面および支持物、手押しのハンドルなどの車いすのパーツは全て、行射の際に選手の脇の下から110㎜以上離れた位置にあること。肩の高さが均等ではない場合は低い方の肩から測定する。 ただし、障害区分１の選手で行射中の安全を確保できない場合は、110㎜以内でも認められる。 また、手押しのハンドルが背もたれと完全に分離され、行射に有利とならない場合は110㎜以内でも認められる。	（公社）全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため
5	12	第1部 第4章8（3）	訂正	④車いすは可能な限り標準仕様であること。次のようなものはシューティングに有利になるとみなされ禁止される。	④車いすの全長は1.25mを越えないものとする。次のような車いすはシューティングに有利になるとみなされ禁止される。	（公社）全日本アーチェリー連盟競技規則のルール変更のため

令和5年度　全国障害者スポーツ大会競技規則集・解説改正案提案書

■解説　障害区分

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	6	4．（1）	訂正	肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する。（以下、省略）	肢体不自由の7級が重複して6級に認定されており、その他に6級以上の障害がない場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する。（以下、省略）	7級の重複による6級認定とその他の部位の6級以上の障害があるケースについて想定した記載とした。
2	6	4.（2）	訂正	多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する）。	肢体不自由では、複数の部位に障害があり、1肢以上が6級以上の認定を受け、その他の1肢が7級の認定を受けている場合は、その7級の部位は障害区分判定の対象としない。 （例：左上肢が3級、右上肢6級、左下肢7級の場合は両上肢が障害区分の対象。）	上項の4（1）の文脈に沿い表記した。具体例を表記し、より分かりやすい記載とした。
3	6	4.（7）	追加		不完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。	これまで「完全」の説明を表記し、それ以外は「不完全」としていたが、混乱を避けるため、新たに表記した。
4	9	〈参考〉 障害区分の解説 ■肢体不自由3 陸上競技・ボッチャ 車いす	訂正	片上下肢で車いす使用	片上下肢または片上肢で車いす使用	
5	9	〈参考〉 障害区分の解説 ■肢体不自由3 陸上競技・ボッチャ 車いす	訂正	片側の上肢と下肢で車いすを操作する者	片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者	

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：陸上競技

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	16	第1節7.	削除＆追記	(前略)なお、伴走の際に使用する紐などについては、ゴムのような伸縮性に富むものは使用できないものとし、選手招集の際に長さや素材について競技役員(審判員など)の確認を受ける。	(前略)なお、伴走の際に使用するガイドロープは、ゴムのような伸縮性に富む素材で作ることはできないものとし、選手招集の際に長さや素材について競技役員(審判員など)の確認を受ける。	「紐」ではなく「ガイドロープ」という言葉を使用する。
2	17	9節図の③	削除＆追記	号砲…白色 ※スターターはピストルを発射する(ピストルの号砲とボックスの白色光は連動している)	号砲…白色または緑色 ※スターターはピストルを発射する(ピストルの号砲とボックスの光は連動している)	ろうの国際ルールが白→緑になるため、 現状では既存の白と緑双方が使える必要があるため。
3	18	3節2	追記		2. 視覚部門の走幅跳では競技者の安全確保のため、助走路の中心線から着地エリア(砂場)両端までの距離は1.75m以上とする。	任意の状況では一般規則2.75～3.0mで競技される可能性があり選手の安全が確保できない。
4	18	3節1	削除＆追記	(図削除)	(新たな図を挿入) 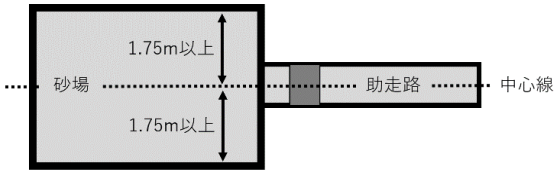 ＜視覚部門の助走路及び砂場＞	規定変更にともなう図の変更
5	18 19		訂正		上記、3節2→3へ、3→4へ、4→5へ、5→6へ一つずつずれる	上記、3節2が新たに加わったため

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：陸上競技

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
6	22	第6節	追記		第6節　通訳者の役割 1. 通訳者　視覚と聴覚の障害が重複している競技者が出場する場合は、事前の入場申請を行うことよにり、介助者とは別に通訳者1名を競技エリア内に同伴することができる。 2. 通訳の内容と方法 ①通訳者は、競技を行う上で必要な情報を手話、触手話、指点字、要約筆記などの方法で競技者に伝えることができる。なお、「耳元で話す」「大きな声で話す」「はっきりと話す」など通訳者以外でも実施可能な簡易な方法で競技者に情報を伝えることができる場合は、通訳の同伴は認めない。 ②通訳者は競技進行の妨げにならないように注意し、競技役員の指示があった場合は従わなければならない。なお、通訳者の反則は競技者の反則とする。 3. 大会当日の申請　申し込み以降、通訳を要する事情が発生した場合は、大会当日に「通訳許可証（ビブス）交付申請書」を申請書提出所へ提出することができる。 4. 助力として禁止される行為　通訳者は競技に関するいかなる指導・助言もしてはならない。助力行為が発覚した場合は、（公財）日本陸上競技連盟規則第144条2項により失格となるので注意されたい。 5. 介助者と通訳者　介助者が通訳者を兼ねることができる。その場合は、当該「第6節　通訳者」に加え、「第5節　介助者の役割」も適用される。	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため。
7	22	第6節	修正	第6節　その他	第7節　その他	新設の項目ができたため、番号が1つ繰り下がる。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：水泳

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	24		訂正	本規則に定める以外は、同年度の（公財）日本水泳連盟競泳競技規則によるが、過去の大会では、競技規則が十分に理解されていないと思われる行為が少なからず見られた。水泳競技の近年の進歩は目ざましく、障害者の水泳振興のため、また、競技が厳正に行われるためにも、競技者を含めた関係者は、本協会競技規則及び（公財）日本水泳連盟競泳競技規則を熟知しておく必要がある。	本規則に定める以外は、同年度の（公財）日本水泳連盟競泳競技規則（以下、競泳競技規則という）によるが、過去の大会では、競泳競技規則が十分に理解されていないと思われる行為が少なからず見られた。水泳競技の近年の進歩は目ざましく、障害者の水泳振興のため、また、競技が厳正に行われるためにも、競技者を含めた関係者は、本協会競技規則及び競泳競技規則を熟知しておく必要がある。	解説内の規則とは何かを表記した
2	24~25	第1節4	訂正	聴覚障害者のスタートは、聴覚障害者への信号装置が無い場合などは次のように合図する。手話通訳は一切合図はしない。なお、この場合、出発合図員は背泳ぎでは、スタート側の延長線上、また、飛び込みのスタートでは全競技者から見える位置に場所を移動して行う。 ●審判長のホイッスルで競技者にスタート台に上がるようジェスチャーをする ●肘を伸ばしながら「take your marks；テイク・ユア・マークス」（意味：用意）の合図をする 	聴覚障害者のスタートは、光刺激スタート合図システムが無い場合などは次のように合図する。手話通訳者は一切合図はしない。なお、この場合、出発合図員は全競技者から見える位置に場所を移動して行う。 ●審判長のショートホイッスルと同時に片方の手で競技者にスタート台に上がるようジェスチャーをし、ロングホイッスルで反対側の手（ピストルを持った側の手）を、真上に伸ばす ●伸ばした腕を横に動かしながら「take your marks；テイク・ユア・マークス」（意味：用意）の合図をする 	装置の正式名称を表記した。 出発合図員のジェスチャーを現行で行われている動作で表記した。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：水泳

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
3	25	第2節5	訂正	肢体不自由者は、規定を適用できない場合があり、規定を緩和せざるをえないことがある。しかし、競技者は、この規定を十分理解し、規定にそう努力が必要である。	肢体不自由者は、規則を適用できない場合があり、規則を緩和せざるをえないことがある。しかし、競技者は、この規則を十分理解し、規則にそう努力が必要である。	言葉の修正 規定→この場合は日水連競泳競技規則を指すため
4	25	第3節1	訂正	自由形は･･･（中略）･･･背泳ぎ以外の泳法で無ければならない。	自由形は･･･（中略）･･･背泳ぎ以外の泳法でなければならない。	漢字でなく、ひらがなが適当であるため
5	26	第4節2	訂正	２．バックストロークレッジ･･･（中略）･･･折返監察員が行う。競技者自身が調整できない場合、折返監察員が調整を行う。	２．バックストロークレッジの調整は、競技者自身で行うが、それができない場合は、折返監察員に依頼することができる。	他は、選手について記載されているが、これは折返監察員の仕事内容であるため
6	29	第８節　2	訂正	２．申請対象となる障害区分	２．申請が必要となる競技者と障害区分	障害区分でなく、主に競技者を特定いているため
7	29	第８節　２（１）①	追加	・身体的理由により･･･（後略）	・水中スタートの際、身体的理由により･･･（後略）	水中スタートを明確にするため
8	29	第８節　２（１）①	訂正	・障害区分11・13・17・19・22（第2条5）	・安全にスタート台上等に立つまたは座ること、およびそれまでの移動が困難な競技者（第2条５）	全競技者が飛び込みスタートを選択できるようになったことによりスタート台に上がるための安全確保としての補助が必要な競技者が多くの区分に存在するため
9	29	第8節２（２)①	訂正	①入退水介助　・障害区分14・15・16	①入退水介助 ・安全に入退水することが困難な競技者	現行の区分の方以外にも入退水時の安全確保のために介助者を必要とする競技者がいるため
10	29	第8節3(3)	訂正	申し込み以後、…（中略）自選手団公式練習終了60分前までに…（後略）	申し込み以後、…（中略）自選手団公式練習終了までに…（後略）	時間に余裕を与えるため、実情に即した形で表記した。なお、詳細の時間設定が必要な場合は、監督会議資料等に記載することで対応

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：水泳

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
11	30	第8節4（3）	追記		（３）　視覚と聴覚の障害が重複している競技者が出場する場合は、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助者が競技者の身体に触れることが認められるが、競技者の身体を進行方向に押し出すような合図は、競技者に勢いを与えることになるため、フォルススタートとなる。したがって、介助者が競技者にスタートの合図を伝える際、台上・台の横からの飛び込みの場合は脚や腰の側部を軽く叩いたり、同部位に触れた手をスタート合図と同時に離したりするなどの方法を用いる。水中スタートの場合は頭や肩を軽く叩いたり、同部位に触れた手をスタート合図と同時に離したりするなどの方法を用いる。なお、その際には道具を使ってはならない。	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：水泳

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
12	30	第9節	追記		第９節　通訳者 １．通訳者　視覚と聴覚の障害が重複している競技者が出場する場合は、介助者、同伴者とは別に通訳者１名を競技エリア内に同伴することができる。 ２．申請 ①申し込み時に理由を添えた申請が必要である。 ②申し込み以降、通訳を要する事情が発生した場合は、自選手団公式練習終了までに「通訳許可証（ビブス）交付申請書」を申請書提出所へ提出し、審判長の許可を得ること。 ３．通訳の内容と方法　通訳者は、競技を行う上で必要な情報を手話、触手話、指点字、要約筆記などの方法で競技者に伝えることができる。なお、「耳元で話す」「大きな声で話す」「はっきりと話す」など介助者でも実施可能な簡易な方法で競技者に情報を伝えることができる場合は、通訳の同伴は認めない。 ４．禁止事項 （１）競技エリアおよび招集所においてコーチング及びコーチングの通訳をしてはならない。 （２）競技エリアおよび招集所において通訳者として許可されたこと以外をしてはならない（カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用）。 ５．通訳者と介助者　通訳者が介助者を兼ねることができる。その場合は、当該「第9節　通訳者」に加え、「第８節　介助者の役割」も適用される。	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため。
13	30	第9節	訂正	第9節	第10節	新設の項目ができたため、番号が1ずつ繰り下がる。
14	30	第9節2	訂正	FINAの公認した･･･（中略）･･･不可能の場合は競技開始前までに･･･（後略）	２．国際水泳連盟の公認した･･･（中略）･･･不可能の場合は、競技会前日の自選手団公式練習終了までに･･･（後略）	着用の状況確認が必要なことがあるため。また、直前には確認することは難しい。また、確認できても許可されない場合、着替えられず失格となってしまうため

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：水泳

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
15	30	第9節	訂正	２（１）水着の重ね着は禁止･･･（中略）･･･ラッシュガードを着用する場合は各競技日の競技開始までに･･･（後略）	２（１）水着の重ね着は禁止･･･（中略）･･･ラッシュガードを着用する場合は、競技会前日の自選手団公式練習終了までに･･･（後略）	着用の状況確認が必要なことがあるため。また、直前には確認することは難しい。また、確認できても許可されない場合、着替えられず失格となってしまうため
16	30	第9節	訂正	３．競技者は、･･･（中略）･･･安全のために特別なものを使用する場合は、競技開始前に審判長の許可を得ておく必要がある	３．競技者は、･･･（中略）･･･安全のために特別なものを使用する場合は、競技会前日の自選手団公式練習終了までに審判長の許可を得ておく必要がある	直前には確認することは難しい。また、確認できても許可されない場合、他を準備できず失格となってしまうため

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：フライングディスク

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	43	第1節3.⑨	追記	⑨介助者としてプレーヤーと競技場内に同行する場合、「介助者申請」その理由を記入して主催者の「許可」を得なければならない。 　許可された介助者は貸与されたビブスを着用して指定された場所まで入場することができる。 　プレーヤーが視覚障害の場合、投げる方向、通過・不通過の状況を知らせるための介助をスローイングエリア内に1名同行することができる。その際、伝えられるのは投げる方向、通過・不通過の状況だけで、技術的な助言等は行ってはならない。度重なる介助者の違反については、退場を命じることができる。 　肢体不自由のプレーヤーで…（後略）	（前略）プレーヤーが視覚障害の場合、投げる方向、通過・不通過の状況を知らせるための介助をスローイングエリア内に1名同行することができる。その際、伝えられるのは投げる方向、通過・不通過の状況だけで、技術的な助言等は行ってはならない。度重なる介助者の違反については、退場を命じることができる。 （段替え、以下、加筆部分）**プレーヤーが視覚と聴覚の障害を重複している場合、介助者が通訳者を兼ねることができる。介助者は、投げる方向、通過・不通過の状況を手話、触手話、指点字、要約筆記などの方法でプレーヤーに伝えることができるが、技術的な助言等は行ってはならない。** （後略）	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため。
2	44	第2節3.⑥	追記	⑥介助者としてプレーヤーと競技場内に同行する場合、「介助者申請」その理由を記入して主催者の「許可」を得なければならない。 　許可された介助者は貸与されたビブスを着用して指定された場所まで入場することができる。 　プレーヤーが視覚障害の場合、投げる方向、ディスクの飛行状況を知らせるための介助をスローイングエリア内に1名同行することができる。その際、伝えられるのは投げる方向、ディスクの飛行状況だけで、技術的な助言等は行ってはならない。度重なる介助者の違反については、退場を命じることができる。 　肢体不自由のプレーヤーで…（後略）	（前略）プレーヤーが視覚障害の場合、投げる方向、ディスクの飛行状況を知らせるための介助をスローイングエリア内に1名同行することができる。その際、伝えられるのは投げる方向、ディスクの飛行状況だけで、技術的な助言等は行ってはならない。度重なる介助者の違反については、退場を命じることができる。 （段替え、以下、加筆部分）**プレーヤーが視覚と聴覚の障害を重複している場合、介助者が通訳者を兼ねることができる。介助者は、投げる方向、ディスクの飛行の状況を手話、触手話、指点字、要約筆記などの方法でプレーヤーに伝えることができるが、技術的な助言等は行ってはならない。** （後略）	視覚と聴覚の重複障害者の参加機会を確保するため。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：ボッチャ

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	46	第２節 ボッチャの障害区分	訂正	(1)車いす利用者・座位者 ※（イ）及び（ウ）の選手は、1選手に1人競技アシスタントが認められる。	(1)車いす利用者・座位者 ※（イ）の選手には競技アシスタントが、（ウ）の選手は、ランプオペレーターが、1選手に1人認められる。	ランプ使用の選手のアシスタントの名称がランプオペレーターに変更になったため。
2	46	第３節 競技アシスタント	訂正	第３節　競技アシスタント (1)車いす使用者のうち、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。	第３節　競技アシスタント・ランプオペレーター (1)車いす使用者のうち、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者には競技アシスタントが、ランプ使用者にはランプオペレーターが、それぞれ、選手1名につき1名が認められる。	ランプ使用の選手のアシスタントの名称がランプオペレーターに変更になったため。
3	46	第３節 競技アシスタント	訂正	第３節　競技アシスタント (2)競技アシスタントは移動すること、方向を変えること、投球することに対して補助するものであって、選手の意思を離れて競技に介入することは許されない。	第３節　競技アシスタント・ランプオペレーター (2)競技アシスタント及びランプオペレーターは、移動すること、方向を変えること、投球することに対して補助するものであって、選手の意思を離れて競技に介入することは許されない。	ランプ使用の選手のアシスタントの名称がランプオペレーターに変更になったため。
4	47	第５節 競技手順	訂正	(1)競技の準備 競技を開始するにあたって各チーム集合後、オーダーシートを審判に提出する。次に、キャプテンによるコイントスにて投球順序(使用するボールの色）を決定する。	(1)競技の準備 競技を開始するにあたって各チーム集合後、キャプテンによるコイントスにて投球順序(使用するボールの色）を決定する。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
5	47	第５節 競技手順	訂正	(2)ボールの準備 選手は、どちらのチームも自分達が使用するボール2セット持って、試合に挑むことができる。また、これより多いボールを試合に持ち込んではいけない。	(2)ボールの準備 選手は、どちらのチームも自分達が使用するボール1セット持って、試合に挑むことができる。また、これより多いボールを試合に持ち込んではいけない。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
6	47	第５節 競技手順	訂正	(3)投球位置への配慮 選手は競技を始める際に審判の誘導を受けながら投球位置（赤ボールを投球するサイドの一番手選手は3番、二番手選手は2番、青ボールを投球するサイドの一番手選手は4番、二番手選手は5番のスローイングボックス）に配置される。なお、コーチはエンドライン側のコート外で待機する。	(3)投球位置への配慮 選手は競技を始める際に審判の誘導を受けながら投球位置（赤ボールを投球するチームは2番、4番、青ボールを投球するチームは3番、5番のスローイングボックス）に配置される。なお、コーチはエンドライン側のコート外で待機する。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：ボッチャ

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
7	47	第５節 競技手順	訂正	(4)投球練習 試合を始める前に6球のボールと、1球のジャックボールを2分以内で投球練習することができる。2分が経過した時、投球練習は終了される。投球練習後に二番手の選手は、エンドラインがわのコート外で待機する。	(4)投球練習 試合を始める前に6球のボールと、1球のジャックボールを2分以内で投球練習することができる。2分が経過した時、投球練習は終了される。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
8	48	第５節 競技手順	訂正	(10)各選手の持ち時間 ジャックボールを含めた各選手の投球時間の合計は１エンドあたりそれぞれ6分ずつとする。	(10)各チームの持ち時間 ジャックボールを含めた各チームの投球時間の合計は１エンドあたりそれぞれ5分ずつとする。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
9	48	第５節 競技手順 (11)	訂正	①ジャックボールに一番近いボールを投球した選手が勝者となり、得点を得る権利を有する。 ②ジャックボールに最も近い敗者選手のボールを基準とし、そのボールと ジャックボールの間にある勝者選手のボールが、 全て得点対象となる。 ③ジャックボールに一番近いボールが～～～そのボールは全て得点対象となる。 審判は得点の計算が～～～エンドの終了を宣告する。審判に促された後、ランプを使用する選手の競技アシスタントはコート内を見ることができる。 ただし、試合の結果 に介入することはできない。	①ジャックボールに一番近いボールを投球したチームが勝者となり、得点を得る権利を有する。 ②ジャックボールに最も近い敗者チームのボールを基準とし、そのボールとジャックボールの間にある勝者チームのボールが、全て得点対象となる。 ③ジャックボールに一番近いボールが～～～そのボールは全て得点対象となる。 審判は得点の計算が～～～エンドの終了を宣告する。審判に促された後、ランプオペレーターはコート内を見ることができる。 ただし、試合の結果に介入することはできない。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。
10	49	第５節 競技手順	訂正	(12)エンドとエンドの間の扱い エンドとエンドの間では、選手交代と次のエンドの準備が行われる。コーチや競技アシスタントは次のエンドのためのボールを回収し、交代した選手に必要な助言を行うことができる。 ただし、審判に次のエンドの開始を促されたときには、速やかに次のエンドに開始できるようにしなければならない	(12)エンドとエンド間の扱い エンドとエンドの間では、次のエンドの準備が行われる。コーチや競技アシスタントは次のエンドのためのボールを回収し、選手に必要な助言を行うことができる。 ただし、審判に次のエンドの開始を促されたときには、速やかに次のエンドに開始できるようにしなければならない	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。 選手交代に関する記載を削除
11	49	第５節 競技手順	訂正	(13)次エンドの実施 次エンドの実施は、選手が交代し、ジャックボールを青チームの選手に手渡し、以後は第１エンドと同じ手順で行われる。	(13)次エンドの実施 次エンドの実施は、ジャックボールを青チームの選手に手渡し、以後は第１エンドと同じ手順で行われる。	個人戦方式ではなく、ペア戦方式にするため。 選手交代に関する記載を削除

全国障害者スポーツ大会　競技規則集　令和5年度版

■解説　競技名：バレーボール（身体）

No.	頁	項	変更種別	現行	改正	改正理由
1	68	1	訂正	1，聴覚障がい者のサービスにかかわるアクション	1．聴覚障がい者のプレー中のボールデッド・反則等にかかわるアクション	誤表記
2	68	1	追記	一部の聴覚障がい者は吹笛（ハンドシグナル）の判断が不可なので、主催・副審は選手への合図としてネットを揺らさなければならない。	（1）主審、副審は、判定の吹笛（ハンドシグナル）に選手が気づかないときは、プレーを中断するため即時にネットを揺らし、選手へ合図を行う。	競技規則に合わせる（文言修正）
3	68	1	追記		（2）選手が主審、副審の合図に気づかず、プレーが中断しなかった場合は、線審(ラインジャッジ)においても、速やかにフラッグシグナル（頭の上で旗を左右に振る）を示し、選手へ合図を行う。	追記 ※写真も差し込む
4						
5						
6						
7						
8						
9						